第1回 専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会 議事次第

日時:平成30年4月26日(木)10:00~12:00

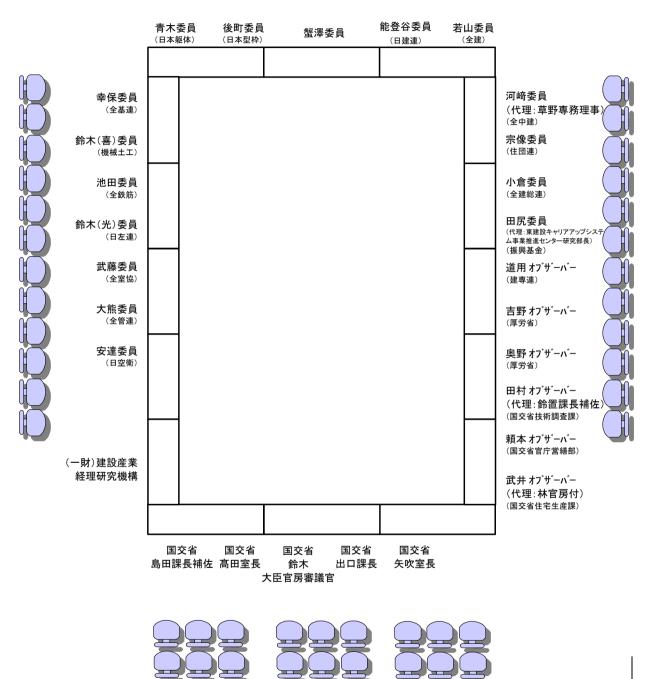
場所:建設業振興基金5階501会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
- (1)検討会の設置について
- (2) 建設業を取り巻く現状について
- (3) 専門工事企業の施工能力等の見える化制度
 - ①これまでの議論について
 - ②見える化制度の活用方法について
 - ③見える化する項目及び内容について
 - 4)今後議論する論点について
- (4) 建設技能者の能力評価制度
 - ①建設技能者の能力評価基準づくりワーキンググループ(案)の設置について
 - ②建設技能者の能力評価制度策定に向けた当面の検討課題について
 - ③能力評価を受ける手続について
- (5) 今後のスケジュールについて
- (6) その他
- 4 閉会

第1回 専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会

日時: 平成30年4月26日(木)

10:00~12:00 場所: 建設業振興基金5階501会議室





配付資料リスト

| 資料1 | 委員名簿 |
|-------|--------------------------------------|
| 資料2 | 専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会の趣旨 |
| 資料3 | 専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会規約(案) |
| 資料4 | 建設業を取り巻く現状 |
| 資料5 | 専門工事企業の施工能力等の見える化に関するこれまでの議論 |
| 資料6 | 見える化制度の活用方法 |
| 資料7 | 見える化する項目及び内容 |
| 資料8 | 今後議論する論点 |
| 資料9 | 建設技能者の能力評価基準づくりワーキンググループ(案)の設置 |
| 資料 10 | 建設技能者の能力評価制度策定に向けた当面の検討課題 |
| 資料 11 | 能力評価を受ける手続について |
| 資料 12 | 今後のスケジュール |
| 参考資料1 | 建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会中間とりまとめ (概要) |
| 参考資料2 | 建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会中間とりまとめ (本文) |
| 参考資料3 | 第5回建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会議事要旨 |

専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会 委員名簿 資料1

【委員】 (順不同、敬称略)

| 【安貝】 | (順个问、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
|--------|--|
| 氏名 | 所属等 |
| 蟹澤 宏剛 | 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授 |
| 丹羽 秀夫 | 公認会計士、税理士 |
| 藤波 美帆 | 千葉経済大学経済学部経営学科 准教授 |
| 後町 廣幸 | 一般社団法人日本型枠工事業協会 常任理事 |
| 青木 茂 | 一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会 |
| 幸保 英樹 | 一般社団法人全国基礎工事業団体連合会 専務理事 |
| 鈴木 喜広 | 一般社団法人日本機械土工協会 労働安全委員会委員 |
| 池田 愼二 | 公益社団法人全国鉄筋工事業協会 理事 |
| 鈴木 光 | 一般社団法人日本左官業組合連合会 理事 技術顧問 |
| 武藤 俊夫 | 一般社団法人全国建設室内工事業協会 理事 |
| 中山 伸二 | 一般社団法人日本電設工業協会 常務理事 |
| 大熊 泰雄 | 全国管工事業協同組合連合会 理事・技術部長 |
| 安達 孝 | 一般社団法人日本空調衛生工事業協会 |
| 能登谷 英俊 | 一般社団法人日本建設業連合会 技能者確保・育成部会委員 |
| 若山 勝行 | 一般社団法人全国建設業協会 常務理事 |
| 河﨑 茂 | 一般社団法人全国中小建設業協会 常任理事 |
| 宗像 祐司 | 一般社団法人住宅生産団体連合会 工事 C S · 安全委員会副委員長 |
| 小倉 範之 | 全国建設労働組合総連合 技術対策部長 |
| 田尻 直人 | 一般財団法人建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業推進センター総括研究部長 |
| | |

【オブザーバー】

| 氏名 | | 所属等 | | |
|----|----|-------------------------------------|--|--|
| 道用 | 光春 | 一般社団法人建設産業専門団体連合会 常務理事 | | |
| 吉野 | 彰一 | 厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 建設・港湾対策室長 | | |
| 奥野 | 正和 | 厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室 上席職業能力検定官 | | |
| 田村 | 央 | 国土交通省大臣官房技術調査課 建設技術調整室長 | | |
| 頼本 | 欣昌 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕技術企画官 | | |
| 武井 | 利行 | 国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室長 | | |

【事務局】

| <u>】于小</u> | 刀/민 ◢ | | |
|----------------|-------|---|--|
| 氏名 所属等 | | | |
| 出口 | 陽一 | 国土交通省土地·建設産業局 建設市場整備課長 | |
| 髙田 | 龍 | 国土交通省土地·建設産業局建設市場整備課 専門工事業·建設関連業振興室長 | |
| 矢吹 | 周平 | 国土交通省土地·建設産業局建設市場整備課 労働資材対策室長 | |

専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会について(趣旨)

- 人口減少や高齢化が進む中、建設産業は他産業と比較して高齢者が多い産業構造 となっており、近い将来において、これらの高齢者の大量離職が見込まれることか ら、中長期的な担い手の確保とともに、建設工事に係る施工水準の確保が課題とな っている。
- その課題を克服するためには、適切な公共工事設計労務単価の設定や社会保険加入対策の推進などの国の取組に加え、個々の建設技能者の能力を統一的・客観的に評価し、現場管理や後進の指導など一定の経験を積んだ者が果たしている役割が処遇に反映されるような仕組みの構築が必要。また、人材育成等に取り組み、施工能力等の高い専門工事企業が適正に競争するための客観的な指標を提供することで、これらの企業の受注機会の拡大を図り、ひいては建設技能者の処遇改善や人材投資の好循環を生み出し、業界全体として国民にアピールすることも求められる。
- その一環として、本年秋には、建設技能者の就業履歴や保有資格を業界統一のルールで蓄積し、個々の技能者が経験や技能に応じて適正に評価され、その処遇の改善が図られる環境を整備するための仕組みである「建設キャリアアップシステム」が運用開始される予定。
- こうした状況を踏まえ、昨年度、「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」が設置され、建設技能者の能力評価制度の策定に向けた具体的な検討が開始された。5回にわたる検討会での議論を踏まえ、本年3月27日に「中間とりまとめ」が行われたところ。
- 「中間とりまとめ」において、建設技能者の能力評価制度の対象やレベル分けの 目安・ルールについて一定の方向性が示される一方、レベル判定を受けるまでの手 続やレベルに応じて色分けされたキャリアアップカードの取得手続といった制度 の詳細設計については、今後の検討課題とされている。また、職種の特性を踏まえ た具体的な評価基準等の策定に向けた検討が必要。
- さらに、専門工事企業の施工能力の見える化に関して、専門工事企業の施工能力を構成する要素として建設技能者の能力評価が重要な位置を占めると考えられることから、上記能力評価制度と連動させる必要があり、昨年度の「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」の議論を引き継ぎ、学識経験者や建設業関係団体から構成される「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」を設置する。
- この検討会においては、専門工事企業の施工能力等の見える化のあり方及び建設 技能者の能力評価のあり方について検討を行うが、主に専門工事企業の施工能力等 について、「見える化」する目的や、項目・内容、運営主体等について検討し、各専 門工事業共通の枠組みを整えることを目指す。

「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、専門工事企業の施工能力等の見える化制度のあり方及び建設キャリア アップシステムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価のあり方について検 討を行うことを目的とする。

(構成)

- 第3条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- 2 検討会に座長を置き、座長は、議長として会議の議事を整理する。

(会議)

- 第4条 検討会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見 を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 3 会議は原則として非公開で開催する。
- 4 会議配布資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座 長の判断により非公開とすることができる。
- 5 会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の 上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

(ワーキンググループ)

- 第5条 座長は、特定の課題について専門的な検討を行うため、検討会にワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループの構成については、座長が定める。
- 3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(事務局)

- 第6条 会議の事務局は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課に置く。
- 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、平成30年4月 日から施行する。

専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会 委員名簿

【委員】 (順不同、敬称略)

| 所属等 |
|-----------------------------|
| 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授 |
| 公認会計士、税理士 |
| 千葉経済大学経済学部経営学科 准教授 |
| 一般社団法人日本型枠工事業協会 常任理事 |
| 一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会 |
| 一般社団法人全国基礎工事業団体連合会 専務理事 |
| 一般社団法人日本機械土工協会 労働安全委員会委員 |
| 公益社団法人全国鉄筋工事業協会 理事 |
| 一般社団法人日本左官業組合連合会 理事 技術顧問 |
| 一般社団法人全国建設室内工事業協会 理事 |
| 一般社団法人日本電設工業協会 常務理事 |
| 全国管工事業協同組合連合会 理事・技術部長 |
| 一般社団法人日本空調衛生工事業協会 |
| 一般社団法人日本建設業連合会 技能者確保・育成部会委員 |
| 一般社団法人全国建設業協会 常務理事 |
| 一般社団法人全国中小建設業協会 常任理事 |
| 一般社団法人住宅生産団体連合会 |
| 工事CS・安全委員会副委員長 |
| 全国建設労働組合総連合 技術対策部長 |
| 一般財団法人建設業振興基金 |
| 建設キャリアアップシステム事業推進センター総括研究部長 |
| |

○座長

【オブザーバー】

| | 氏名 | 所属等 | | |
|----|----|----------------------------------|--|--|
| 道用 | 光春 | 一般社団法人建設産業専門団体連合会 常務理事 | | |
| 吉野 | 彰一 | 厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 建設・港湾対策室長 | | |
| 奥野 | 正和 | 厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室 上席職業能力検定官 | | |
| 田村 | 央 | 国土交通省大臣官房技術調査課 建設技術調整室長 | | |
| 頼本 | 欣昌 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕技術企画官 | | |
| 武井 | 利行 | 国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室長 | | |

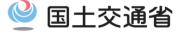
【事務局】

| | 氏名 | 所属等 | | |
|----|----|---|--|--|
| 出口 | 陽一 | 国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課長 | | |
| 髙田 | 龍 | 国土交通省土地·建設産業局建設市場整備課 専門工事業·建設関連業振興室長 | | |
| 矢吹 | 周平 | 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 労働資材対策室長 | | |

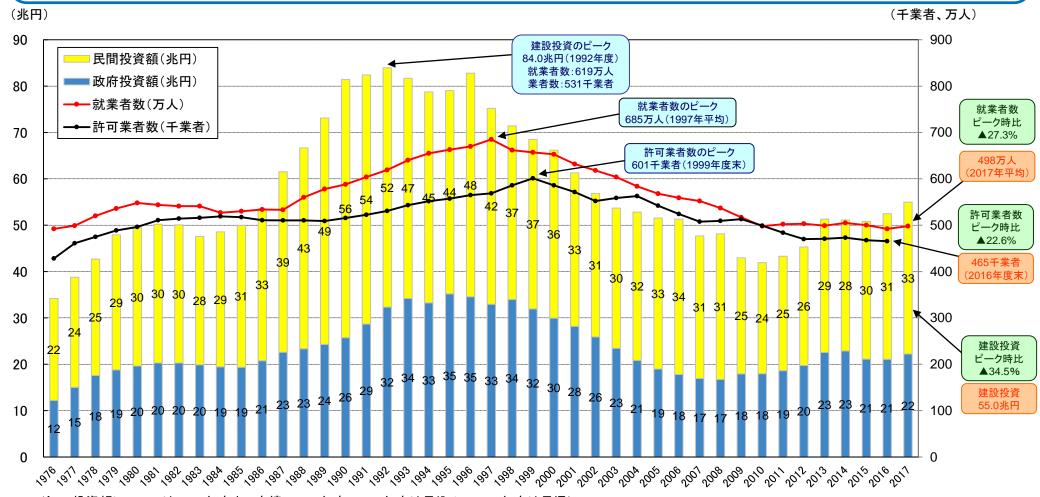
建設業を取り巻く現状



建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

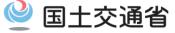


- 〇 建設投資額はピーク時の1992年度:約84兆円から2010年度:約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2017年度は約55兆円となる見通し(ピーク時から約35%減)。
- 建設業就業者数(2017年平均)は498万人で、ピーク時(1997年平均)から約27%減。
 - ⇒ マクロ的には、当面の建設工事の施工に問題なし。



- 注1 投資額については2014年度まで実績、2015年度・2016年度は見込み、2017年度は見通し
- 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
- 注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

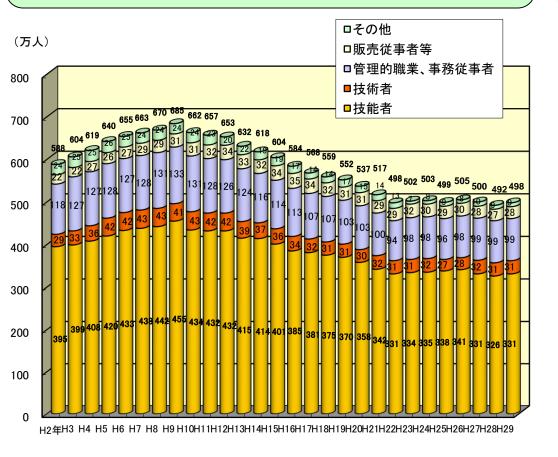


技能者等の推移

〇建設業就業者: 685万人(H9) → 498万人(H22) → 498万人(H29)

〇技術者 : 41万人(H9) → 31万人(H22) → 31万人(H29)

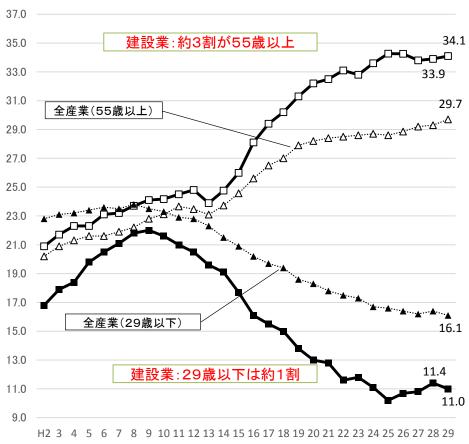
○技能者: 455万人(H9) → 331万人(H22) → 331万人(H29)



出典:総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

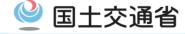
建設業就業者の高齢化の進行

- 〇 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と 高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成28年と比較して 55歳以上が約3万人増加、29歳以下は約1万人減少。



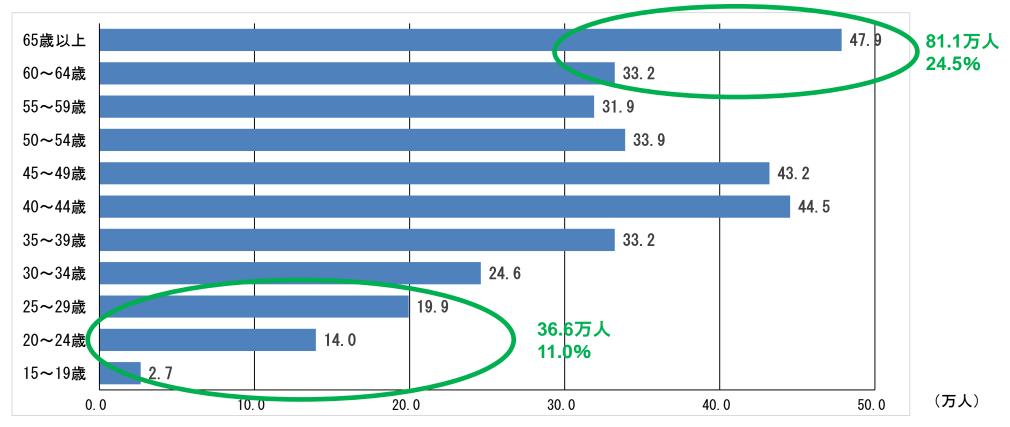
出典:総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

年齢階層別の建設技能者数

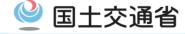


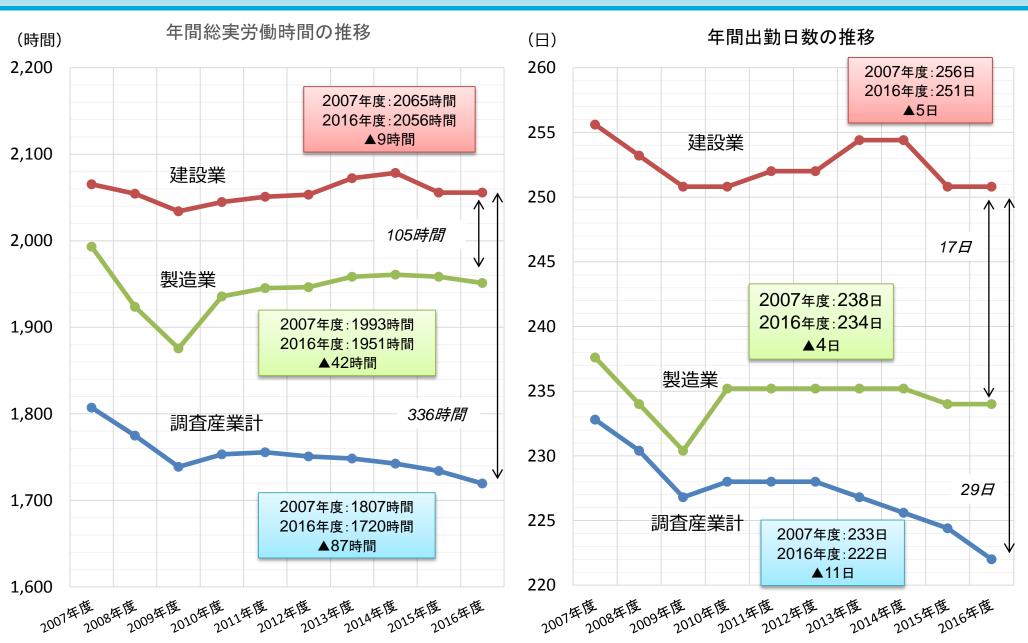
- ○60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- ○これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

(年齢階層)



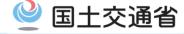
実労働時間及び出勤日数の推移(建設業と他産業の比較)



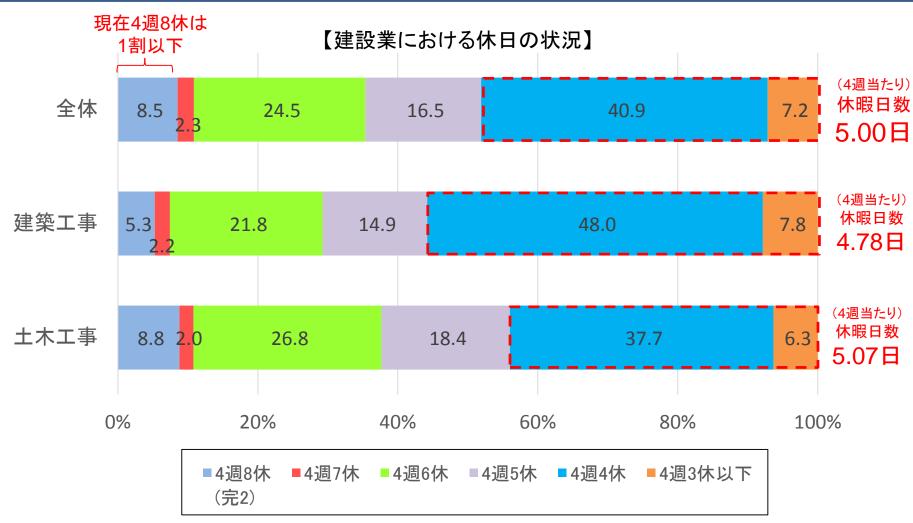


出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における休日の状況

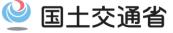


○ 建設工事全体では、約半数が4週4休以下で就業している状況。



※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

出典:日建協「2017時短アンケート(速報)」を基に作成



建設業における働き方改革



国土交通省

【建設業】

(現行の適用除外等の取扱)

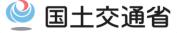
建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

建設業における時間外労働規制の見直し



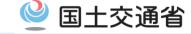
見直しの方向性

| | 現行規制 | 見直しの内容 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定) |
|---------------|--|---|
| | ≪労働基準法で法定≫ | ≪同左≫ |
| 原則 | (1)1日8時間・1週間40時間 | |
| | (2)36協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能 | |
| | (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条) | |
| <u> </u> | ≪厚生労働大臣告示:強制力なし≫ | ≪ <u>労働基準法改正により法定</u> : <u>罰則付き</u> ≫ |
| 3 6 協定の 限度 | (1)・原則、月45時間 かつ 年360時間 | (1)・原則、月45時間 かつ 年360時間 |
| | ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上 限なし(年6か月まで)(特別条項) | 特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも 上回ることの出来ない上限を設定 a. 2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) b. 単月100時間未満(休日出勤を含む) c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 |
| | (2)・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u> | (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・ <u>施行後5年以降 一般則を適用</u> 。ただし、 <u>災害からの復旧・復興については、</u> 上記 (1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない |

「働き方改革実行計画」※に記載された今後の取組 ※3月28日働き方改革実現会議決定

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、**発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置**
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組
- 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議等について



開催趣旨

■ 建設業について、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた 関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、 週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するた め、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会 議」という。)を開催する。



↓ 第1回連絡会議平成9年6月2日

構成員

(平成29年9月1日現在)

議 長: 野上 浩太郎 内閣官房副長官

議 長 代 理: 牧野 たかお 国土交通副大臣

副 議 長: 古谷 一之 内閣官房副長官補(内政)

構 成 員: 内閣府政策統括官(経済財政運営担当)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長

総務省自治行政局長 財務省主計局次長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

厚生労働省大臣官房総括審議官

厚牛労働省労働基準局長

農林水産省大臣官房総括審議官

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

国土交通省大臣官房長

国土交通省大臣官房技術審議官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

国土交通省土地・建設産業局長

国土交通省鉄道局長

防衛省施設監

局: 内閣官房(国土交通省·厚生労働省協力)

開催経緯等

平成29年

6月29日 第1回関係省庁連絡会議

■今後の取組の方向性(適正な工期設定、平準化、生産性向上等)について 確認

7月28日 主要な民間発注団体 (経団連、日商、電事連、ガス協、 不動協、民鉄協)、建設業団体及び労働組合が参画する 「建設業の働き方改革に関する協議会」を設置

- ■建設業団体には、下請も含めた請負契約における適正な工期設定や適切な 労務管理の徹底を要請
- ■主要な民間発注者には、適正な工期設定等を要請
- ■「適正な工期設定等のためのガイドライン」策定など今後の取組方針を確認

8月28日 第2回関係省庁連絡会議

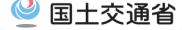
- ■「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定
- ■各省庁等における取組状況について説明

平成30年

2月20日 第3回関係省庁連絡会議

■各省庁等における取組の進捗状況等について説明

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン



(平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に<u>時間外労働の罰則付き上限規制を適用</u>することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1)請負契約の締結に係る基本原則

○ 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が<u>長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期で</u>の請負契約を締結。
- 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。

(3)発注者の役割

- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。
- (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化
- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
 - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
- ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設 費などを請負代金に適切に反映。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- <u>予定された工期での工事完了が困難な場合</u>は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

○ <u>社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明</u>示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

(4) 下請契約における取組

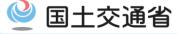
- <u>下請契約においても</u>、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して 適正な工期を設定。
- 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
- 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

○ 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

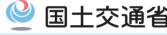
4. その他(今後の取組)

○ 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、<u>本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂</u>。10



建設技能者の処遇改善

公共工事設計労務単価の改訂について(平成30年3月から適用)



改訂のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映
- (2)社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映 (継続)

全職種平均



全 国 (18,632円) 平成29年3月比;+2. 8% (平成24年度比;+43.3%)

被災三県(20,384円)平成29年3月比;+1.9%(平成24年度比;+58.3%)

※ 被災三県における単価の引き上げ措置(継続)

参考:近年の公共工事設計労務単価の伸び率

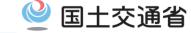
H25 H26 H27 H28 H29 H30

全 国: $+15.1\% \rightarrow +7.1\% \rightarrow +4.2\% \rightarrow +4.9\% \rightarrow +3.4\% \rightarrow +2.8\%$

被災三県:+21.0% → +8.4% → +6.3% → +7.8% → +3.3% → +1.9%

注)金額は加重平均値、伸率は単純平均値

石井国土交通大臣から建設業4団体への要請(平成30年3月27日)



要請の概要

∃ 時:平成30年3月27日 17:30~18:00

出席団体:日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会



石井国土交通大臣から建設業団体トップへの要請内容(ポイント)

〇週休2日の確保をはじめとした長時間労働の是正について

・時間外労働の段階的な削減や週休2日の確保に向けた具体的かつ実効性ある取組(計画の策定や会員 企業をあげた運動など)

〇給与・社会保険について

- ・公共工事設計労務単価の引き上げや政府全体でも賃金の3%引上げを進める方針であることを踏まえ 公共工事、民間工事を問わず、建設業の担い手の給与について、目に見える形での引き上げ
- ・週休2日工事における補正措置も含め、現場の技能者まで給与や法定福利費が確実に行き渡るよう、 更に思い切った具体的な取組の実施
- ・将来にわたって技能者一人一人の経験や技能にふさわしい処遇を実現し、キャリアの見通しを示す新しい建設業の制度インフラとなる建設キャリアアップシステムへの加入の促進についての一層の協力

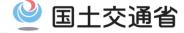
〇生産性の向上について

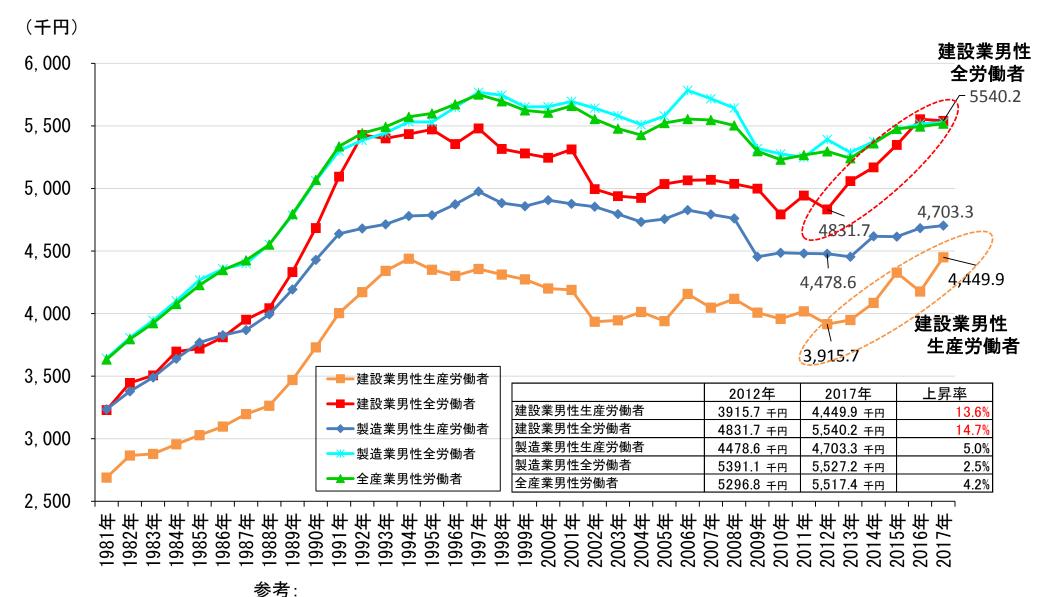
- ・積極的なICTの活用等による生産性向上の取り組み
- ・タブレットによるペーパーレス化やウェアラブルカメラの活用等、IoT技術や新技術の導入

【今後について】

今年の夏を目途に、今回の要請を受けた建設業団体としての取組や国土交通省の施策の進捗を共有し、さらなる具体的展開や強化につなげていく。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移





『考: (資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

建設業における社会保険加入対策の概要



中央建設業審議会 「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 〇 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 社会保険未加入対策推進協議会の設置 (H24.5~)
- ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)によ ----り構成 -----
- ・実施後5年(H29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率 100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
- ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大 (H24.7~)
- ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11~)
- ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
- ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
- ・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8~段階的に実施)
- ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4~)
- ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10~)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
- ・加入企業への限定を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請 (H28.6)

4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン (課長通知) の制定 (H24.11~)
- ・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企 業や作業員の保険加入状況を確認・指導
- ・遅くとも平成29年度以降は、
- ①未加入企業を下請企業に選定しない
- ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない
- との取扱いとすべき

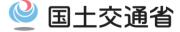
5. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4~)
- ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に 反映
- 〇 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
- ・各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9~)
- ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6~)
- ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書 に関する周知・啓発

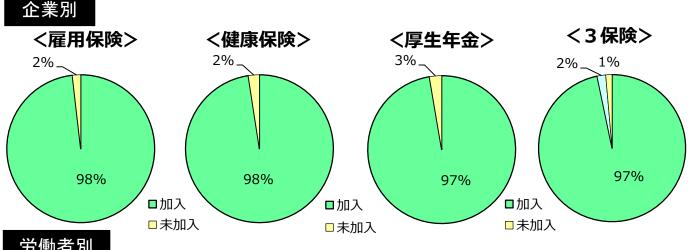
6. 相談体制の充実

- 〇 相談体制の充実
- ・都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険 労務士会連合会との連携を強化(H28.7~) 15

社会保険加入状況調査結果について



- 公共事業労務費調査(平成29年10月調査)における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・企業別の加入率は、雇用保険では98% [対前年度比+0.5%] 、健康保険では98% [対前年度比 +0.5%]、**厚生年金保険では97%** 「対前年度比+0.4%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では91%** 「対前年度比+7.1%] 、**健康保険では89%** 「対前年度比 +8.3%] 、**厚生年金保険では86%** 「対前年度比+8.3%] となっています。



企業別・3保険別加入割合の推移

| | 雇用保険 | 健康保険 | 厚生年金 | 3保険 |
|--------|------|------|------|-----|
| H23.10 | 94% | 86% | 86% | 84% |
| H24.10 | 95% | 89% | 89% | 87% |
| H25.10 | 96% | 92% | 91% | 90% |
| H26.10 | 96% | 94% | 94% | 93% |
| H27.10 | 98% | 97% | 96% | 95% |
| H28.10 | 98% | 97% | 97% | 96% |
| H29.10 | 98% | 98% | 97% | 97% |

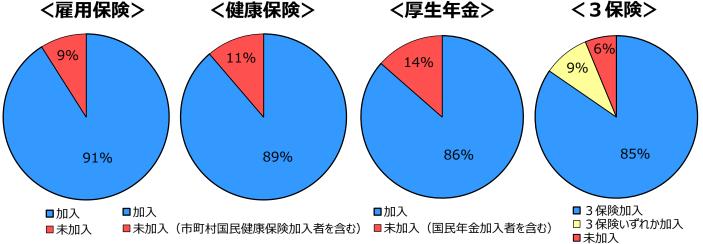
- 3 保険加入
- □ 3 保険いずれか加入
- □未加入

労働者別・3保険別加入割合の推移

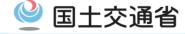
| 20 less 12 22 - Mail 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 | | | | |
|---|------|------|------|-----|
| | 雇用保険 | 健康保険 | 厚生年金 | 3保険 |
| H23.10 | 75% | 60% | 58% | 57% |
| H24.10 | 75% | 61% | 60% | 58% |
| H25.10 | 76% | 66% | 64% | 62% |
| H26.10 | 79% | 72% | 69% | 67% |
| H27.10 | 82% | 77% | 74% | 72% |
| H28.10 | 84% | 80% | 78% | 76% |
| H29.10 | 91% | 89% | 86% | 85% |
| | | | | |

※企業別及び労働者別における「未加入」には、関係 法令上社会保険の加入義務のないケースも含んで いる。 16

労働者別



社会保険加入対策の今後の取組の方向性



- 〇平成24年度以降、建設業における社会保険加入対策を推進してきた結果、<u>社会保険の加入率</u> は着実に上昇。
- 〇一方、<u>未だ社会保険に加入していない企業が存在</u>。引き続き、建設業の持続的な発展に必要な 人材の確保と公平な競争環境の構築に向け、<u>社会保険加入を促進する取組が必要</u>。
- 〇<u>平成30年度以降2年間</u>において、以下の方向性に基づき、<u>社会保険加入を徹底・定着させる</u> 取組を集中的に実施。

1. 地域における優良な取組事例の共有

- ○社会保険加入推進地域会議の全国展開
- ・地域の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の 採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を全国 展開
- ・会議に参加した事業者に対し、ステッカー等を配 布し、対外的なPRを支援

2. 加入対策の更なる合理化・適正化

- ○建設キャリアアップシステムの活用
- ・システムの導入により、一人親方も含め技能者の 加入状況等の簡易な把握が可能となることから、 システムの活用方法等について関係者間で検討
- ・平成30年秋以降、システム活用の取組を試行
- ○未加入企業の更なる「見える化」
- ・現場に掲示する施工体系図において未加入企業を 「見える化」

3. 未加入企業への対策の強化

- ○建設業許可業者からの未加入企業の排除
- ・未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕 組みとすべく、建設業法改正を検討
- ○民間工事や地方公共団体工事における対策強化
- ・民間発注者への周知など誓約書の活用促進と民間 約款の改正(加入企業に限定する規定を創設)の検討
- ・地方公共団体工事における対策強化の更なる要請

4. 法定福利費の確保の取組の強化

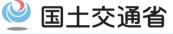
- ○実態調査を踏まえ、法定福利費を下請まで行き渡 らせるための施策の検討・実施
- ○立入検査の継続
- ・標準見積書の活用や法定福利費の支払状況の確認

5. 継続的な実態把握

○社会保険の加入や法定福利費・賃金の支払い状況 について、引き続き実態調査を実施

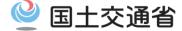
6. その他

○従業員が4人以下の個人事業所や一人親方など、法令上加入義務のない者への対応策について検討



戦略的広報、多様な人材の活用

建設産業における戦略的広報の展開について



1 建設産業戦略的広報推進協議会

- 従来の企業・団体による個別的な広報活動から、業界・外部有識者・ 行政が一体となって推進する戦略的広報活動の具体化を促進すべく、 平成25年8月に建設産業戦略的広報推進協議会を設置 [事務 局:(一財)建設業振興基金] し活動開始
- 建設産業に対する一般の方々のイメージ向上や、入職が期待される若 者・女性に対し、戦略的広報活動を展開

目指す取り組みのイメージ

一般の方々 生徒・学生・保護者・教員

建設業界・行政等が一体となった戦略的な広報活動

個別企業 業界団体 業界団体 個別企業

外部有識者

行政

2 活動状況

情

報

発信

 \mathcal{O}

強

総合ポータルサイト開設

○「建設現場へGO!」

http://genba-go.jp

オリジナルコンテンツの他、団体や企業、行政の若者向けコンテンツを集約し一元的に発信



キャッチコピー

「未来をつくる君たちへ」

ロゴマーク

未来さっくる 君たちへ ホームページバナー

団体や行政、教育機関 等のホームページ等と幅 広くリンク



総合ポータルサイトの充実

○就職支援コンテンツ拡充

「建設業で働くための18歳のハローワーク」

(提供:建設産業人材確保·育成推進協議会企画 分科会[事務局:(一財)建設業振興基金])

○女性活躍応援コンテンツ拡充

「建設産業で働く女性がカッコイイ」





若者向けの入職促進に資する情報発信の質量拡充

各地域の建設産業団体等と連携し、各地の広報コンテンツを『建設現場へGO!』を通じ継続的に掲載・発信各ブロックや地域レベルでの同種の協議会設置に向けた働きかけを推進し活動エリアを拡大

「子ども霞が関見学デー」へ参加

○ものづくりの素晴らしさを体験してもらうと同時に、建設業の社会的な役割を理解してもらうため、建設機械の操作体験や左官職人体験等、体験型プログラムを実施

※「子ども霞が関見学デー」→例年夏に小・ 中学生を対象とし府省庁等で開催





○ 産官学が一体となり、小中高校において出前授業を

産官学が一体となり、小中高校においく出削授業を 実施。職人の技を間近で見たり、実際に体験すること (原体験)を通じ建設業の魅力を発信

・平成26年度:5回(工業高校5回)

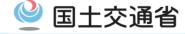
・平成27年度:4回(工業高校1回・普通高校1回・中学校1回・小母校1回・小母

· 平成28年度:5回(工業高校2回·普通高校1回·中学校1回·小学校1回)

・平成29年度:4回(工業高校1回·普通高校1回·中学校1回·小学校



女性の活躍が、更なる女性の活躍を生む『好循環』へ



平成26年8月、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を建設業5団体と共同で策定し、5年で女性 技術者・技能者の倍増をめざして官民一体となって女性の更なる活躍に向けて各種取組を推進中。

建設業に関心を持ち、 入職する女性を増やす

○多方面からの戦略的広報の実施

- ・ポータルサイト「建設産業 で働く女性がカッコいい」を 開設し、女性活躍推進に 関する情報を発信
- よしもとの人気芸人による 女性活躍応援キャンペーン を全国各地で展開



○夏休み現場見学会の実施 (後援:国交省主催:日建連)

・夏休み期間中に女子小・ 中学生やその保護者を対 象に、女性技術者・技能者 (けんせつ小町)が活躍 する現場見学会を開催



H27年度14ヶ所・401名 H28年度15ヶ所・414名

○女性技術者・技能者が子供霞ヶ関見学デーや 学校キャラバンに参加し建設業の魅力をPR



学校キャラバン開催実績

(H26年度:5回、H27年度4回、H28年度5回)

こども霞が関見学デー国交省来場者数 (H26年度2,030人、H27年度3,225人

H28年度3,558人)



建設業で働き続ける

○地域ぐるみでの女性活躍推進

・地域において行政・団体・企業等が連携し、女性 交流ネットワーク構築など女性活躍応援活動を 支援





○女性が働きやすい現場をハード面 から環境整備

- ・快適トイレの標準仕様を決定し、 事例集を公表(H28年9月)
- ・直轄工事における快適トイレの 設置を原則化(H28年10月以降入札工事より)

○女性のための教育訓練の充実

- 富士教育訓練センターに女性 対象コースを開設
- ・平成28年度同施設に女性用の 宿泊施設が竣工

)実態調査・取組事例の水平展開

- ・建設業での女性活躍に関する各企業の意識・取 組状況について、実態調査を実施 (H27.12)
- 女性が活躍する現場での 取組を紹介する事例集を **を作成し、**情報を発信 (H27.10)
- 全国10地域で女性技術者・技 **能者による意見交換会**を実施



女性の更なる活躍と向上

○次世代を担う女性リーダー層に向けた 研修を実施

ロールモデルとなる女性向けに、 建設業に特化した研修を実施



○女性活躍に取り組む企業への支援

・H29年度より、経営者等が抱える女性の入職・定 着に係る具体的な課題を相談窓口にて受け付 け、専門家による課題解決を支援

○直轄工事における、女性技術者の登用を 促すモデル工事の実施

• H26年度より全国各地で、女性技術者の登用を 促すモデル工事を公告・実施

(H26年度:12件、H27年度:16件、H28年度:8件)

○活躍する女性を表彰

・業界で活躍する女性を 建設マスター等で表彰

(H26年度: 5人⇒H27年度:13人 ⇒H28年度:14人)



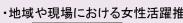
○建設業で活躍する女性による大臣表敬

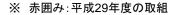
・地域や現場における女性活躍推進の取組を報告

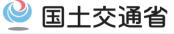


女子会(H28.11)



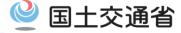






建設技能者の育成、生産性向上等

建設技能者の育成



効率的な技能者の教育・訓練等

〇映像等による技術の見える化・標準化、VR等の最新技術の活用等をコンテンツとした研修プログラム作成への支援等を行い、各地で効率的・効果的に研修を受けられる環境を整備。

映像等を活用した技能訓練



【技能を映像等により見える化・標準化】 株式会社KMユナイテッド

VRを活用した技能訓練



【VRを用いた重機のシミュレータ】

参考:「2016年はVR元年?BIMモデルの用途も拡大」(日経アーキテクチュア: 2016年1月22日)

教育訓練施設をはじめとする関係者との連携・協力を強化することにより、研修内容の充実、研修効果の拡大を図る。

教育訓練施設の例

三田建設技能研修センター(兵庫)

•S57年7月開校

(躯体系、車両資格取得)

富士教育訓練センター(静岡)

•H9年4月開校

(土木、躯体等全般)

職人育成塾(香川)

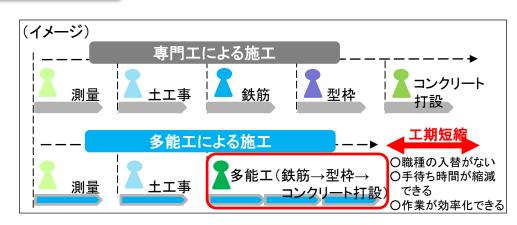
- ·H28年10月開校(内装系)
- •H30年に職人育成塾を京都にも 開校予定

利根沼田テクノアカデミー(群馬)

- ·H28年4月開校(板金、瓦等)
- ・H30年に左官コースを新設予定
- ・愛知県の企業が加わる等、広域連携 の動き

地域建設産業における多能工化の推進

- 〇中小・中堅建設企業の生産性を高めるためには、建設現場を担う技能者の専門技能の幅を広げることによる多能工化が有効な手段の一つ。
- 〇多能工化推進のため、中小・ 中堅建設企業で構成するグ ループによる多能工育成・活 用計画の策定と実施を支援。

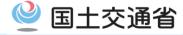


多能工の活用イメージ



壁面下地処理・防水・塗装工事を 横断的に施工可能に

ICTの活用状況と効果



- I C T 土工の実施にあたり、I C T 用の基準類を整備するとともに、発注時の総合評価や完成時の工事成績における加点 評価等により I C T 施工を促進
- 平成29年度、1月末時点で、ICT土工については対象工事として発注した工事のうち、約5割の729件の工事でICT土工を実施し、**約3割の施工時間の短縮効果**を確認
- あわせて、ICTに関する研修やベストプラクティスの共有等により知見の蓄積や人材育成、モチベーションの向上等を促進

■ICT施工の実施状況

| 工種 | 時点 | H 2 8年度 ICT実施 | H 2 9 年度 ICT実施 |
|----|---------------|------------------|-------------------|
| 土工 | 1月末時点 (年度) | (584) | 729 |
| 舗装 | 1月末時点 | _ | 17 |
| 浚渫 | 1月末時点 | _ | 23 |

※都道府県等では、H28年度は約80件実施、H29年度は約870件実施予定

■ i-Constructionに関する研修

| | H 2 8 年度 | H 2 9 年度 (予定含む) |
|--------|----------|--------------------|
| | 回数※ | 回数※ |
| 施工業者向け | 281 | 約300 |
| 発注者向け | 363 | 約250 |
| 合計 | 468 | 約400 |

※施工業者向けと発注者向けの重複箇所あり

■ICT施工の効果

起工測量 ~ 完成検査までの合計時間(平均) 4.5 88.5 **28.3%縮減** 6.4 7.8 **ICT** 68.1 7.8 従来施工 11.5 8.7 123.3 91.8 3.5 0.0 80.0 120.0 20.0 40.0 60.0 100.0 ■起工測量 ■測量計算 ■施工 ■出来形計測 ■完成検査 合計 ICT活用丁事受注者に対する活用効果調査(N=181)より

■ベストプラクティスの共有等

- ・事例集の作成
- ・見学会等の開催
- ·i-Construction大賞(大臣表彰制度)の創設
- ・i-Construction□ゴマー クの作成



見学会の開催